

防災基本政策の企画立案等に必要な経費



内閣府政策統括官（防災担当）

平成29年6月

防災基本政策の企画立案等に必要経費の概要

「防災基本政策の企画立案等に必要な経費」の概要

次の3点の経費が含まれる。

○防災基本政策の企画立案等に要する経費

内閣府(防災担当)が防災政策の企画・立案・総合調整を実施するための事務に係る経費

- ・備品費(事務用機器等)
- ・消耗品費(図書、新聞等)
- ・通信運搬費(固定電話通話料等)
- ・借料及び損料(タクシー借上げ等) 等

○非常災害発生に伴う現地災害対策等に要する経費

非常災害が発生した場合、

- ・政府の対策本部(非常災害対策本部又は緊急災害対策本部)及び現地対策本部を設置
- ・被災地における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため職員を派遣
- ・必要に応じて政府調査団等を派遣し、被災地方公共団体の長に対し必要な指示・助言等を行うなど、災害応急対策を推進するための経費

- ・旅費(情報先遣チーム、政府調査団等現地派遣等)
- ・消耗品費(防災服、備蓄食料等購入費)
- ・通信運搬費(データ通信カード、携帯電話、衛星携帯電話等)
- ・借料及び損料(政府調査団等の被災地調査用バス等借上げ、現地対策本部用機器類の借上げ等)
- ・賃金(災害即応調整員) 等

※ 平成28年度においては、熊本地震被災地に緊急物資支援を行うための調達・輸送に係る経費について一般会計予備費を使用

○災害対策本部予備施設等の維持管理に要する経費

次の施設を維持管理するための経費。

・災害対策本部予備施設(立川防災合同庁舎)

首都直下地震等の大規模災害で都心関係施設(官邸等)が甚大な被害を受けた場合に備え、国の災害対策本部機能、内閣府(中央合同庁舎第8号館)の防災専用の通信統制・情報処理のバックアップ機能等を持つ施設

・東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設

－有明の丘基幹的広域防災拠点施設

首都圏において大規模な災害が発生した際の現地対策本部となる防災拠点施設及び防災体験学習施設として運用

－東扇島基幹的広域防災拠点施設

大規模災害発生時の物流コントロールセンターとして運用

- ・消耗品費(備蓄食料)
- ・光熱水料
- ・雑役務費(警備、保守点検、清掃業務等)
- ・修繕費 等

**非常災害発生に伴う現地対策等
（平成28年熊本地震への対応）**

災害発生時における政府の初動対応

緊急参集チーム参集基準
(自然災害時)

- ・東京23区内で**震度5強以上**の地震発生時
- ・その他の地域で**震度6弱以上**の地震発生時
- ・津波警報(大津波)発表時
- ・東海地震注意情報発表時

首都直下型等大規模地震
発生時(震度6強)

参集方法:全閣僚は、利用可能なあらゆる手段を用いて速やかに参集

- ①官 邸(危機管理センター)
- ②内閣府(中央合同庁舎)
- ③防衛省(中央指揮所)
- ④立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)



災害情報の受信・連絡

- ・官邸対策室設置
- ・非常参集要員及び各省庁に一斉連絡

- **緊急参集チーム**による
事態把握、初動対処集約・調整等
 - 防災担当大臣のリーダーシップのもと対応を協議
- 緊急参集チーム:内閣危機管理監(主催)関係省庁等の局長等
- **情報先遣チーム及び政府調査団**の派遣決定

臨時の閣議による本部設置・政府対処方針決定等

非常災害対策本部の設置

(本部長:防災担当大臣)

緊急災害対策本部の設置

(本部長:内閣総理大臣)

政府調査団の派遣

団長:防災担当大臣又は内閣府副大臣、政務官
構成員:関係省庁の課長級職員



平成28年鳥取県中部地震に係る
関係省庁連絡会議



平成28年台風第10号に係る現地調査

政府の災害対策本部の設置

	緊急災害対策本部	非常災害対策本部
設置基準 の目安	著しく異常かつ激甚な非常災害【法第28条の2】 東日本大震災等の極めて大規模かつまれにみる災害が発生した場合	非常災害【法第24条】 おおむね、死者・行方不明者が百人以上に及ぶ場合(全壊戸数なども考慮)
設置権者	内閣総理大臣(閣議決定必要)【法第28条の2】	内閣総理大臣【法第24条】
本部長	内閣総理大臣【法第28条の3】	国務大臣(防災担当大臣)【法第25条】
副本部長	国務大臣【法第28条の3第4項】 (防災担当大臣及び内閣官房長官)	内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命【法第25条第5項】 (内閣府副大臣又は大臣政務官)
本部員	・全ての国務大臣 ・内閣危機管理監 ・副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうち内閣総理大臣が任命する者(内閣府副大臣(防災担当))【法第28条の3第6項】	内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命【法第25条第5項】 (関係省庁局長級)
事務局長	内閣府政策統括官(防災担当)	
所掌事務・ 権限	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成【法第26条第1号、法第28条の4第1号】 ・災害応急対策の総合調整【法第26条第2号、法第28条の4第2号】 ・必要な緊急の措置の実施【法第26条第3号、法第28条の4第3号】 ・指定地方行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関に対する必要な指示(本部長の権限)【法第28条第2項、法第28条の6第2項】 ・指定行政機関に対する必要な指示(緊急災害対策本部長のみの権限)【法第28条の6第2項】 等 	

政府現地対策本部の所掌事務

非常災害が発生した場合・・・

(※著しく異常かつ激甚な非常災害の場合は、緊急災害対策本部と緊急災害現地対策本部の設置)

○非常災害対策本部の設置（災害対策基本法第24条）

- ・災害応急対策を推進するため、総理大臣が内閣府に臨時に設置する組織
(本部長：防災担当大臣)

○非常災害現地対策本部の設置（同法第25条第6項）

- ・非常災害対策本部長(防災担当大臣)の定めるところにより、非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として設置 (本部長：内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官)

○非常災害現地対策本部の所掌事務

(「現地対策本部の設置及び運営等について」

H12.12.14 中央防災会議主事会議申合せ)

①災害応急対策活動に係る連絡調整

- ・被害状況、被災地の対応状況等の把握、関係機関、本部への連絡
- ・被災地からの要望の本部への伝達
- ・本部の対応方針、国の施策に係る情報等の被災県への伝達 等

②災害発生直後における、被災者ニーズを踏まえた災害応急対策の実施

- ・被災地からの要望への対応
- ・自衛隊、警察、消防等の救助・救急及び消火活動
- ・被災地における人員及び物資の緊急輸送、供給
- ・被災地における避難者の収容 等

政府現地対策本部の役割

○非常災害現地対策本部の具体的な運営

→国と地方公共団体のトップ間で課題設定、統一方針の下で対応。政府のワンストップ窓口として機能。

- ・政府現地対策本部と地方公共団体の災害対策本部との「**合同会議**」
- ・現地対策本部長、知事、市長による**トップ会談**により、課題設定と統一方針決定し、合同会議において実施指示、国と地方公共団体の担当部局が対応するという、
マネジメントサイクルを定例化
- ・災害応急対策の責任者たる**首長の判断をサポート**するとともに、**政府のワンストップ窓口**として機能
- ・連日、東京の**非常災害対策本部とTV会議**により現地の状況を報告、情報共有、
方針確認

〔熊本地震対応に要した主な経費〕

人件費、旅費の他

○政府調査団の派遣に係る移動費用(車両借り上げ料等)

○現地対策本部の運営に係る宿舍借り上げ料、複写機借り上げ料及び保守料、消耗品費等

政府調査団を派遣した災害

年度	災害名	政府現地対策本部 設置状況
26	台風第8号	
	台風第12号	
	8月豪雨	○
	御嶽山噴火	○
	長野県北部を震源とする地震	
	12月5日からの大雪	
27	口永良部島噴火	
	関東・東北豪雨	
	台風第21号	
28	熊本地震	○
	台風第11号及び第9号	
	台風第10号	
	鳥取県中部を震源とする地震	
	新潟県糸魚川市における大規模火災	

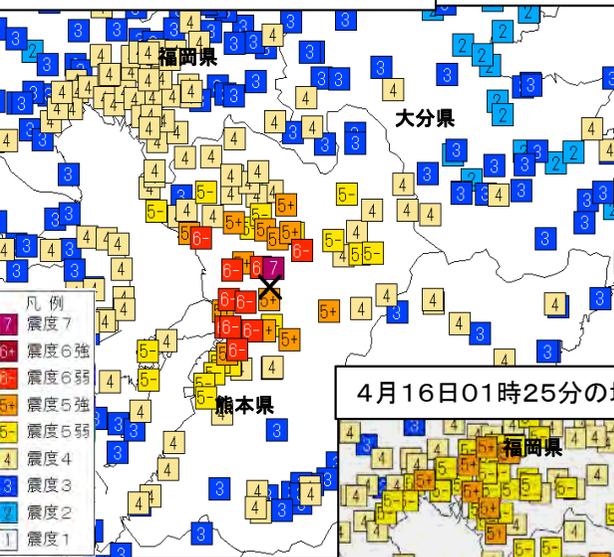
平成28年熊本地震 地震概要

- 4月14日21時26分の地震以降、震度6弱以上を観測する地震が7回発生、うち2回は震度7。震度1以上を観測する地震は4,300回を超えた。
- 熊本地方及び阿蘇地方における平成28年(2016年)熊本地震の一連の地震活動は、全体として引き続き減衰しつつも、活動は継続。
(「2017年4月の地震活動の評価」平成29年5月12日地震調査研究推進本部地震調査委員会)

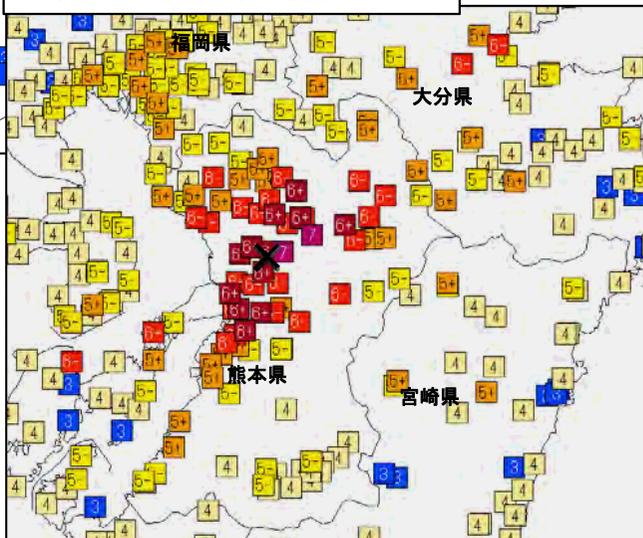
震度分布

震度1以上を観測した地震の日別回数

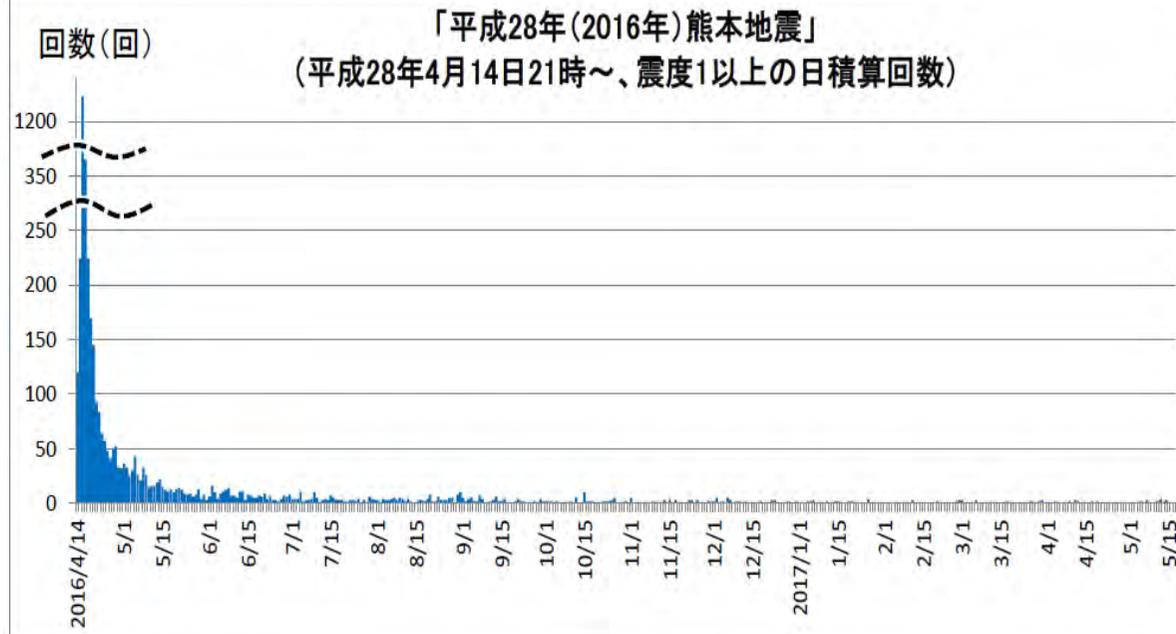
4月14日21時26分の地震



4月16日01時25分の地震



5月18日時点で4,329回を観測



平成28年熊本地震 被害状況(人的被害、物的被害)

- 熊本県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により**死者228名、重軽傷者2,753名**の甚大な被害
- 電気、ガス、水道等のライフラインへの被害のほか、空港、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな支障

○人的被害

(平成29年4月13日現在)

	死者	重軽傷者
人数	228名	2,753名

○住家被害(平成29年4月13日現在)

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災(件)
	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他	
熊本県	8,688	33,809	147,563	439	10,943	15
大分県	9	222	8,062		62	
その他		6	277		2	
合計	8,697	34,037	155,902	439	11,007	15

○ライフライン被害

	最大戸数	復旧状況
電力	47万7000戸	4月20日復旧
ガス	10万5,000戸	4月30日復旧
水道	44万5,857戸	7月28日復旧

平成28年熊本地震における政府の体制

- 4月14日21時26分の地震を受け、同日、災害対策基本法の規定に基づき、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震 非常災害対策本部」を設置
- 翌4月15日、同本部に、「現地対策本部」を設置
- 4月17日、内閣総理大臣決定により、内閣官房副長官を長とする「平成28年熊本地震被災者生活支援チーム」を設置



第1回非常災害対策本部会議(安倍内閣総理大臣出席)

平成28年熊本地震における政府現地対策本部の体制

平成28年(2016年)熊本地震
非常災害対策本部

本部長:河野防災担当大臣
(内閣府(東京)に設置)

平成28年(2016年)熊本地震
非常災害現地対策本部

本部長:副大臣又は政務官(熊本県庁内に設置、最大110名体制)



【活動概要】

① 救助・捜索部隊の活動調整会議

- ・警察、消防、自衛隊等の各部隊の活動調整
- ・TEC-FORCEによる安全確保支援

② 物資供給の調整

- ・プッシュ型支援により食料や生活必需品を提供
- ・iPad活用を活用した避難所ニーズ把握の仕組みを構築

③ ライフラインの復旧

経産省、国交省、厚労省、県、ライフライン事業者間で、電気・水道・ガスの迅速な復旧に向調整を実施

④ 避難所支援

県・市町村とNPO団体との調整を実施

⑤ 健康管理支援

厚労省を中心に、DMAT、JMAT、日本赤十字、県健康福祉部間で病院支援、避難者の健康管理等の調整を実施

⑥ 災害廃棄処理

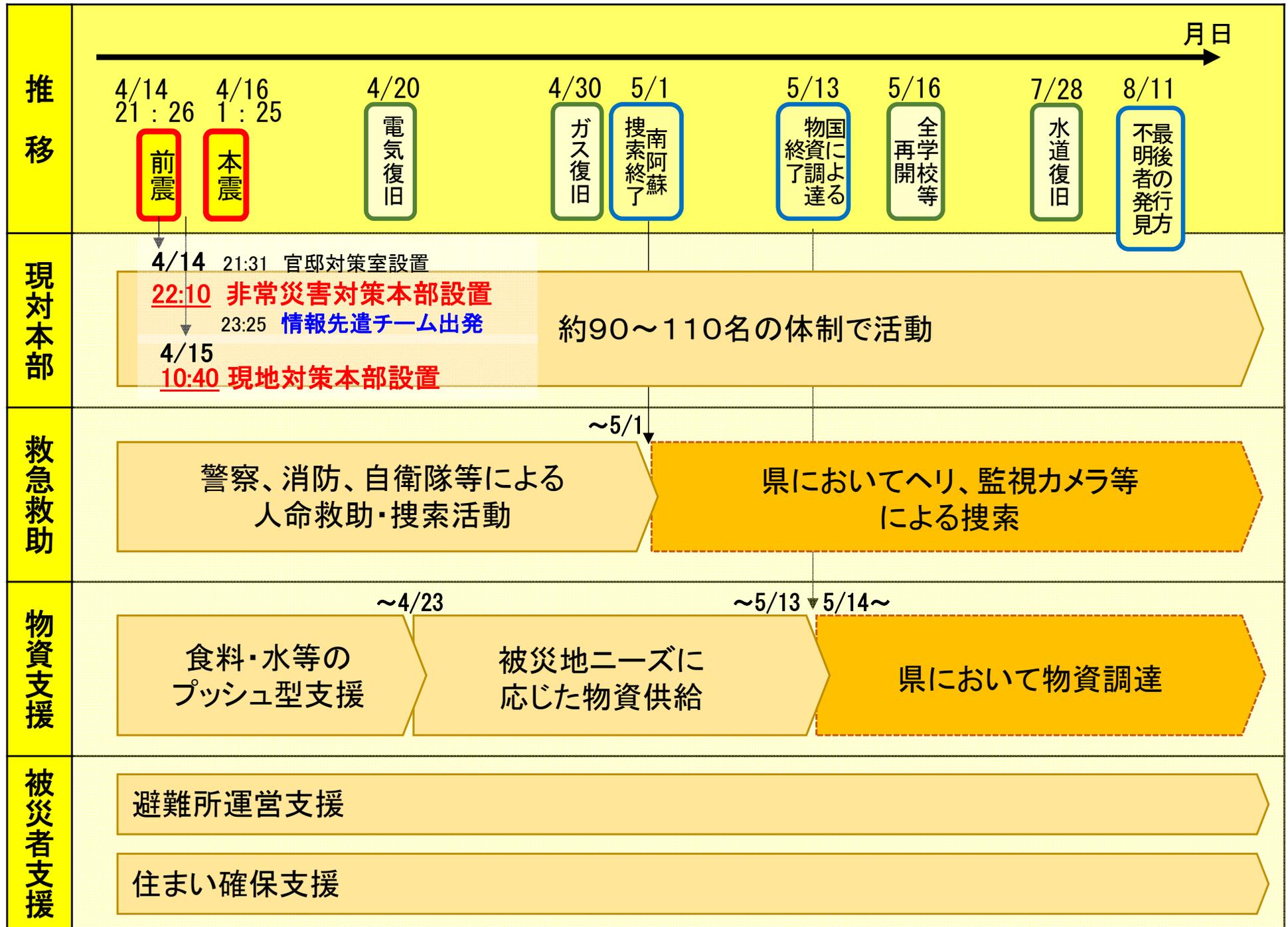
環境省を中心に生活ごみ、し尿、災害廃棄物等の処理の調整等を実施

⑦ 行政機能の回復

国・県の職員を投入して、市町村の行政機能回復を支援



平成28年熊本地震における政府現地対策本部の活動状況



熊本地震で見られた様々な避難形態

- 今般の熊本地震では、**度重なる余震**から**避難者が屋外に留まる**などの状況が発生し、その後も**指定避難所以外への避難、テント泊、車中泊、在宅避難**などの様々な避難形態が見られた。
- その背景となる要因としては、**避難所となった施設への不安**(天井や非構造部材の落下等)や、**避難所生活でのストレス、ペット同伴避難、子供が騒ぐと迷惑をかけるのではないか、などの理由**が指摘されている。



【車中泊】

- ▶考えられる問題点
 - ・車上荒らしへの不安
 - ・避難者の健康状態の把握が困難
 - ・エコノミークラス症候群
 - ・情報が集まりにくい
 - ・排気音を気にしてエアコンをかけづらい

【在宅避難】

- ▶考えられる問題点
 - ・物資や炊き出しなどの支援が届きにくい
 - ・情報が届きにくい
 - ・家屋倒壊の危険性がある



天井の一部が落下した体育館



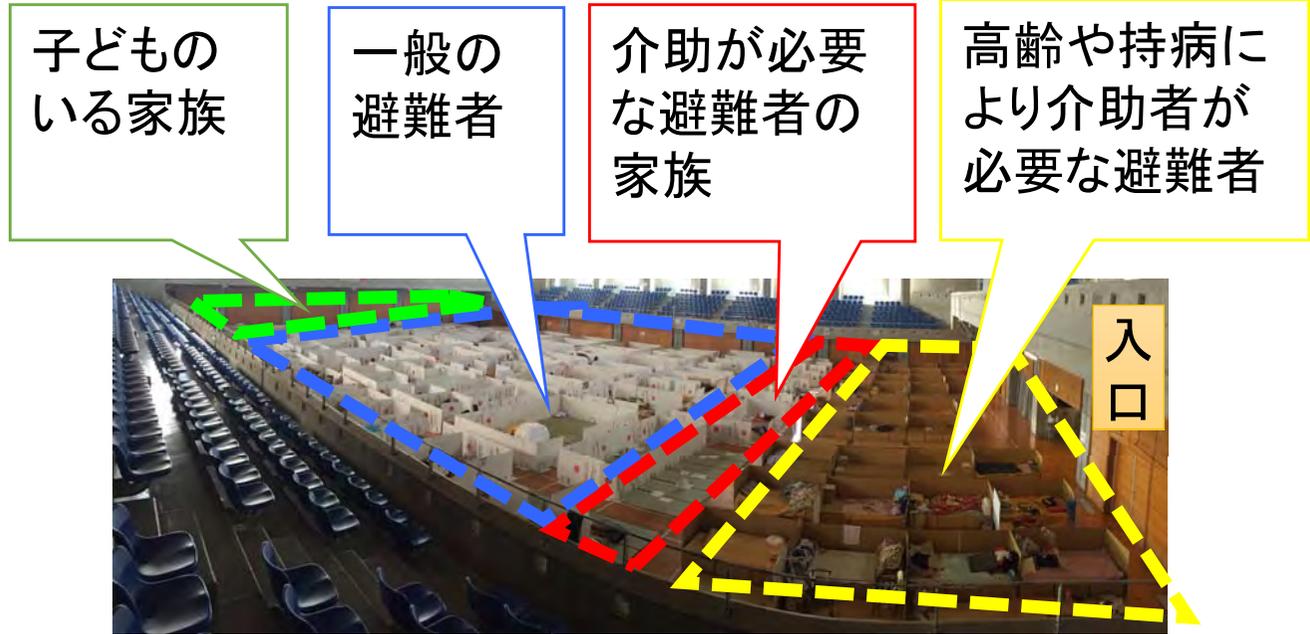
【テント泊】

- ▶考えられる問題点
 - ・雨による浸水などの懸念
 - ・プライバシーが確保できる一方で安否がわかりにくい
 - ・暑さや寒さに弱い

避難所の生活環境の改善について



パーティションによる
個人空間の確保
(益城町 総合体育館)



ウイングまつばせ(宇城市)



洗濯機



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)

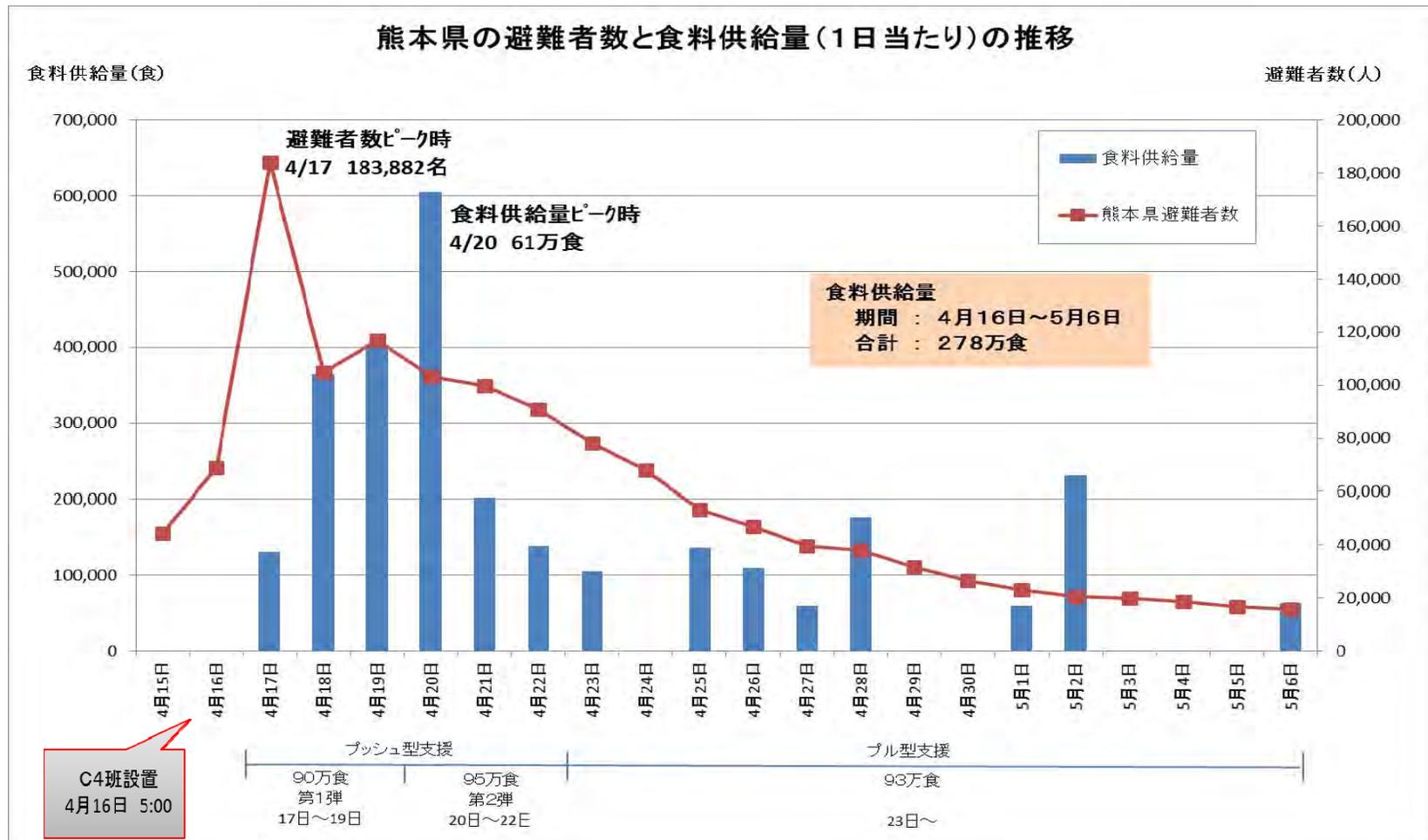
熊本地震におけるプッシュ型物資支援の状況

○4月16日の本震後、非対本部事務局に物資調達・輸送班を設置（8号館）。
 熊本県からの要望を待たない“プッシュ型”によるものを含め約278万食を
 調達・供給。

<物資調達・輸送班>

設置場所：中央合同庁舎8号館3階

班体制：内閣府、防衛省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、資源エネルギー庁、消防庁、
 ヤマト運輸、日本通運（最大約40名が8号館に常駐）



熊本地震における支援物資拠点の選定過程について

4/16 (本震)

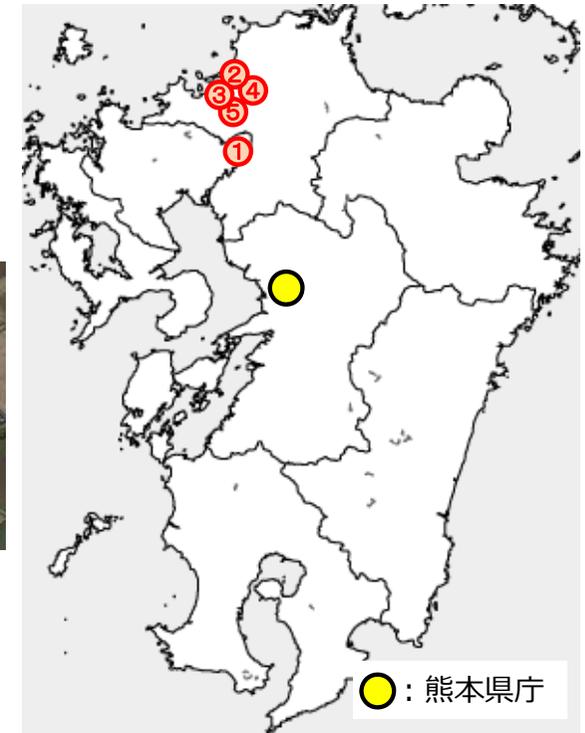
- 熊本県の広域物資輸送拠点（グランメッセ熊本）が被災したため、他の物資輸送拠点の選定を開始

- 国土交通省が受け入れ可能な民間物資拠点を提示
 - ・ 熊本県10箇所、佐賀県3箇所、福岡県15箇所、大分県6箇所

- 施設規模、立地等を考慮の上、現地対策本部にて
①日本通運(株)鳥栖流通センターを選定



①鳥栖流通センター
(食料)



● : 熊本県庁

4/17

- 鳥栖の容量超過に備え、日本通運(株)が②箱崎物流センター・③東部物流センター、ヤマト運輸(株)が④ロジクロス福岡久山を設置
- 福岡市の提案を受け、⑤福岡市中央卸売市場青果市場跡地を追加設置



②箱崎物流センター
(鳥栖の補完)



③東部物流センター
(鳥栖の補完)



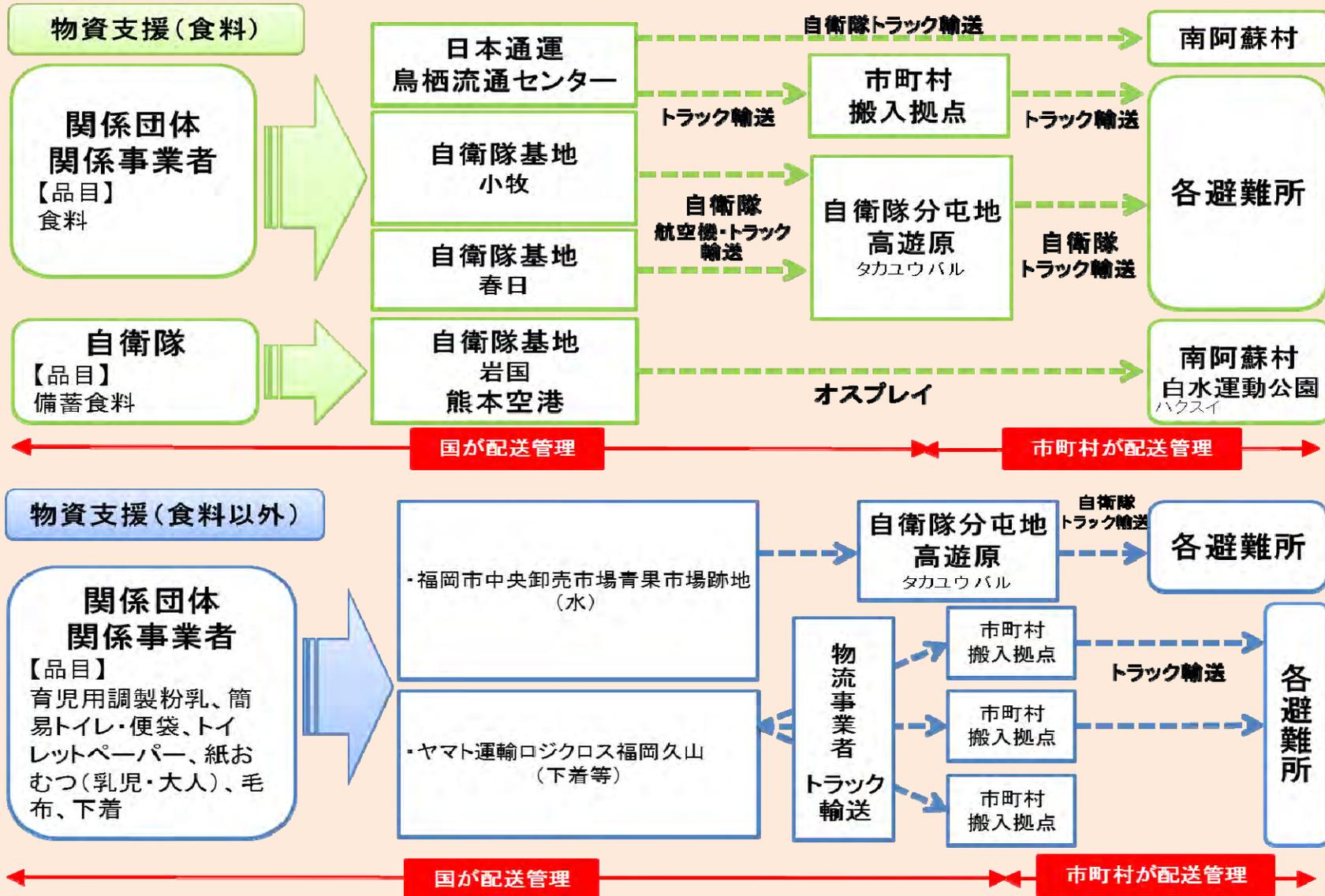
④ロジクロス福岡久山
(食料以外)



⑤福岡市中央卸売市場
青果市場跡地 (飲料水)

物資供給経路(4月20日以降)

・食糧、食糧以外ともに民間事業者に運営委託。
 (民間事業者で輸送困難な地域のみ自衛隊で対応)



プッシュ型支援を含む国からの支援物資一覧(主要品目)

食料	約278万食	肌着・下着・ソックス	約20万枚
(内訳)		マスク	約220万枚
パン・おにぎり・パックご飯	約125万食	ハンドソープ	約13万個
カップ麺	約60万食	手指消毒液	約3万本
レトルト食品	約33万食	ウェットティッシュ	約18万個
ベビーフード	約1万食	ボディーシート	約6万個
介護食品	約1万食	化粧水シート	約2万個
缶詰	約36万食	ガスコンロ	約0.2万台
栄養補助食品	約13万食	ガスボンベ	約0.4万本
ビスケット	約9万食	ビニールシート(ブルーシート)	約4万枚
その他食料		土嚢袋	約17万枚
米	約125トン	簡易トイレ(便袋等を含む)	約20万個
水	約24万本	仮設トイレ	約0.1万基
清涼飲料水 (うち野菜ジュース)	約21万本 約3万本)	トイレ用アタッチメント(和→洋)	約0.1万個
粉ミルク (アレルギー対応含む)	約2トン	トイレトペーパー	約7万ロール
等			

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告)【概要版】

平成28年12月20日 中央防災会議 防災対策実行会議
熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策
検討ワーキンググループ

1. 地方公共団体への支援の充実

○災害規模に応じた物資供給や人的支援のあり方

- ◇一般災害 : 地方公共団体の要請に基づく「プル型支援」
- ◇大規模災害 : 地方公共団体の機能低下の懸念を踏まえ「プッシュ型支援」
- ◇広域大規模災害: 十分な「プッシュ型支援」が困難な可能性。住民や企業を含む備えの重要性について、地方公共団体と認識共有。

○プッシュ型支援における自己完結の徹底

(人的支援)

- ◇応援側で、統括者を設置し、自立した支援が可能なチーム派遣
- ◇国・都道府県等が連携し、被災自治体へ応援職員を派遣する仕組み

(物的支援)

- ◇調達から避難所への配送を含む全体最適の輸送システムの構築
- ◇地方公共団体に物資の到着予定を知らせる物資輸送管理システムの導入支援

○市町村の防災体制強化

- ・市町村長や幹部職員向けの研修の充実
- ・市町村における受援を想定した防災体制づくりの強化
- ・支援人員数等を把握する災害対応支援システムの構築

○災害対応を円滑に進めるための見直し

- ・事務委任の活用により、予め指定都市と都道府県の役割分担を明確化
現行法による実施体制や広域調整のあり方についても検討
- ・港湾の利用調整等の管理業務に関する法的位置づけを国に付与

2. 被災者の生活環境の改善

○被災者の速やかな状況把握と支援体制の強化

- ・保健師や医師、NPO等の連携により、避難所外も含め、被災者全体の情報を集約し、戦略的にケアする仕組みの整備

○避難所における運営力の強化

- ・避難所の自主運営のために事前の利用計画策定の推進
- ・乳幼児を抱える世帯や女性等への配慮のための、トレーラーハウス等の活用
- ・避難所運営を支援するためのアドバイザー制度の創設、NPO等との連携
- ・デイサービス施設等との協定の締結等による福祉避難所の指定促進、地域住民に対する理解促進

3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援

○罹災証明書発行の迅速化のための調査方法効率化やシステム活用

○応急仮設住宅のコスト削減やみなし仮設住宅の活用の徹底

○住宅等の被害に関する各調査の情報共有等による効率化の検討

4. 物資輸送の円滑化

○輸送システムの全体最適化

- ◇国と都道府県が一体となって、民間物流事業者と連携した調達から避難所までの輸送システムの構築
- ◇民間の物流事業者が管理する物資拠点を輸送拠点へ活用
- ◇被災地での作業低減のため、被災地外での拠点設置等

○被災地が混乱しないよう個人や企業によるプッシュ型物資支援を抑制

- ◇民間企業: 自社の輸送手段や社員による自己完結型で、被災者個人に直接行う支援(炊き出しや日用品配布等)
- ◇個人 : 義援金等の金銭による支援

○物資輸送情報の共有

- ◇物資の到着予定情報の共有のための物資輸送管理システムの活用
- ◇物資のニーズ把握のためのタブレットや携帯端末の活用

○個人ニーズを踏まえた物資支援

- ◇物流や流通の回復状況に応じた支援方法の変更
(プッシュ型 → プル型・現地調達)

5. ICTの活用

○災害時における官民の各機関が有する情報共有・活用の仕組み

○ビッグデータの活用による屋外避難者の把握のための技術開発

6. 自助・共助の推進

○家庭内物資を最大限活用する「家庭内循環備蓄」への発想転換

○住民同士の避難時の声かけ・安否確認や避難生活での物資持ち寄りの推進

○災害経験豊富な全国NPOから地域のNPOへのノウハウ伝授

7. 長期的なまちづくりの推進

○被災時の復興の手法に関するケーススタディによる事前準備

8. 広域大規模災害を想定した備え

○南海トラフ地震の具体計画等の見直し

○防災拠点となる建物のより高い安全性の確保を推進

災害対策本部予備施設等の維持管理

災害対策本部予備施設等の維持管理に関する業務

◆内閣府が所管する防災施設の運用・維持管理

◇対象施設（計3施設）

災害対策本部予備施設（立川防災合同庁舎）
有明の丘基幹的広域防災拠点施設
東扇島基幹的広域防災拠点施設

◇業務内容

○施設の管理

- ・施設保全業務（警備、設備点検、清掃等）に係る調達、監督、検査
- ・修繕、改修に係る業務・工事に係る調達、監督、検査等
- ・備蓄食糧、飲料水等の調達、管理
- ・光熱水費支払い、関係機関との負担額調整

○行政視察、訓練、研修等に係る調整、案内・立会い

◆内閣府が所管する防災拠点施設の位置付け

◇緊急災害対策本部

■設置場所の優先順位

- ①総理大臣官邸
- ②中央合同庁舎第8号館
- ③防衛省
- ④立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）

◇緊急災害現地対策本部

■首都直下地震における設置候補施設

- 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）（※）
 - 東京都庁
 - 神奈川県庁
 - 千葉県庁
 - 埼玉県庁
- 等

（※）緊急物資輸送のうち、海上輸送の一部は、
東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）
でコントロールを行う。

災害対策本部予備施設の位置づけ①

緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について(抜粋) 平成15年11月21日 閣議了解

4 首都直下型大規模地震への対応について

(1) 東京23区内で震度6強以上となる首都直下型等大規模地震の発生時には、各閣僚の参集場所は、官邸危機管理センターとする。官邸危機管理センターが使用できない場合は、内閣総理大臣又は内閣官房長官が、次の順序に従い被災状況等を勘案して定める。

- ① 内閣府（中央合同庁舎第5号館）
- ② 防衛省（中央指揮所）
- ③ 立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)

なお、当該参集場所が明らかでない場合には、各閣僚の所属する省庁に参集する。

防災基本計画(抜粋) 平成29年4月修正 中央防災会議

第3編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

5 国における活動体制

(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

○ 緊急災害対策本部及び事務局の設置場所は、官邸内(事務局にあつては官邸及び中央合同庁舎第8号館内)とする。

ただし、官邸が被災により使用不能である場合には、

- ① 中央合同庁舎第8号館内
- ② 防衛省(中央指揮所)内

③立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内

の順序で被災状況等を勘案して定める。

(8) 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等

○ 緊急災害対策本部及びその事務局を立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内に設置する場合には、別に定める申合せに基づき、自衛隊のヘリコプター等により移動するものとする。

災害対策本部予備施設の位置づけ②

首都直下地震緊急対策推進基本計画(抜粋) 平成26年3月 閣議決定

3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

① 行政中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等

首都直下地震が発生した場合、首都中枢機能が障害を受けるおそれがあり、こうした中で政府が業務を継続できるよう、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用できなくなるという最悪の事態を想定し、政府の代替拠点についてあらかじめ検討する必要がある、その詳細は実施計画において定めるものとする。

政府業務継続計画(首都直下地震対策)(※)(抜粋) 平成26年3月 閣議決定

第2章 政府全体の見地からの政府の業務の継続

及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

(※)首都直下地震対策特別措置法第5条第1項に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として定めるもの。

第2節 政府の業務継続への備え

3 執務環境

(5) 代替庁舎の確保

各府省等は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保し、省庁業務継続計画において、代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定めるものとする。

この場合において、東京都心部以外の代替庁舎は、第3章1を踏まえ、立川広域防災基地周辺を基本に検討するものとし、第3章1に係る代替庁舎の確保、代替庁舎への職員の移動手段、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについて、内閣府における検討と併せて、検討するものとする。さいたま新都心等の他の地域に代替庁舎を確保するときは、立川広域防災基地との間の通信・情報システムや輸送経路の確保についても、検討するものとする。

第3章 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

1 代替拠点への移転

緊急災害対策本部の設置場所については、首都直下地震により総理大臣官邸が使用できない事態となった場合には、次の順序に従い、速やかに被災状況等を勘案して変更する。総理大臣官邸の機能が回復した場合には、速やかに総理大臣官邸に戻す。

① 内閣府(中央合同庁舎第8号館。ただし、同庁舎が使用できるようになるまでの間は、中央合同庁舎第5号館)

② 防衛省(中央指揮所)

③ 立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)

政府は、当該場所を中心に、緊急災害対策本部を含む非常時優先業務の実施に係る総合調整等を行う体制を整備する。

災害対策本部予備施設 整備の経緯 配置図

位置：東京都立川市緑町3567

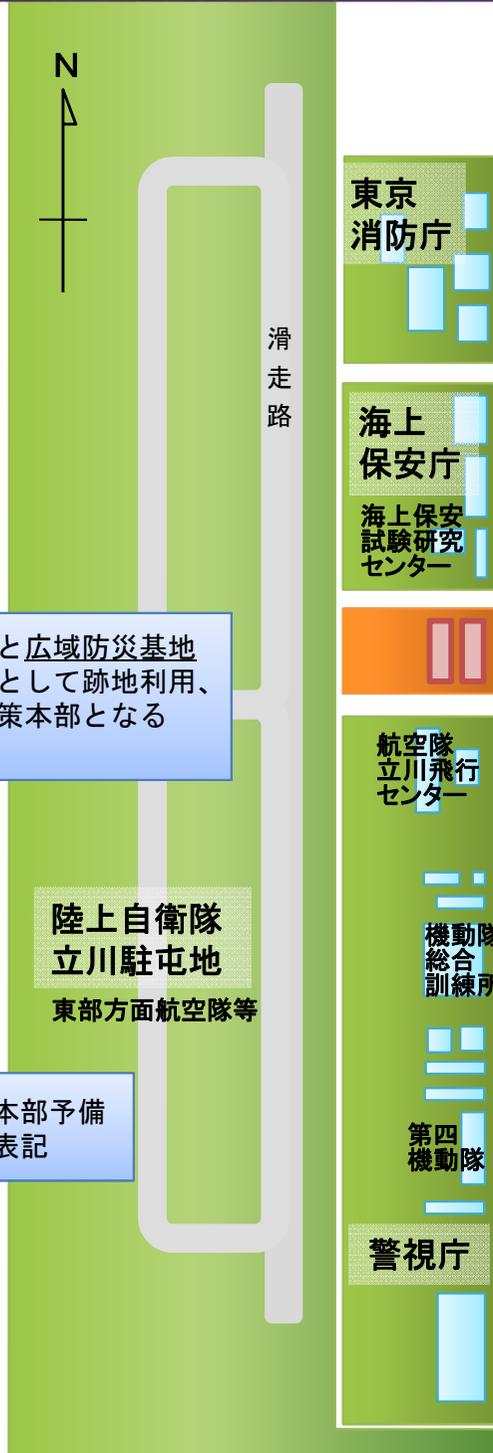
面積：約 118 ha

整備の経緯 (立川広域防災基地 及び 災害対策本部予備施設)

大正 9年	旧陸軍が飛行場及び陸軍飛行第5大隊を設置
昭和20年 9月	連合軍（米軍）が接收、空軍飛行場として使用
昭和48年 4月	国有財産中央審議会に返還後の利用について諮問
昭和52年11月	飛行場の全面返還 (国有地453㍍ ² ・累計466㍍ ²)
昭和54年11月	国有財産中央審議会が 広域防災基地の設置を答申
昭和58年 5月	中央防災会議において立川広域防災基地の整備推進の決定
昭和58年10月	国営昭和記念公園開園
昭和58年12月	立川広域防災基地整備推進連絡会議設置
昭和59年 8月	整備推進連絡会議「立川広域防災基地建設計画の大綱」申合せ
昭和63年 9月	災害対策本部予備施設Ⅰ期工事竣工（本館）
平成 7年 1月	阪神淡路大震災 発生
平成10年10月	災害対策本部予備施設Ⅱ期工事竣工（新館）

大規模公園と広域防災基地を二本の柱として跡地利用、国の災害対策本部となる施設を表記

『災害対策本部予備施設』を表記



基地全景(北側より俯瞰)

立川防災合同庁舎

内閣府：災害対策本部予備施設
国交省：甲武営繕事務所

防災要員宿舎 (警視庁、東京消防庁)

独立行政法人 国立病院機構 災害医療センター

■官邸等が甚大な被害を受けて使用できない場合に、緊急災害対策本部が設置される災害対策本部予備施設であり、内閣府（中央合同庁舎第8号館）の防災専用の通信統制・情報処理のバックアップ機能等も備えた施設。

■発災直後、24時間体制で配備している警備員が施設を点検。
更に3名の警備員が参集し、施設点検・本部の立上げ準備を実施。

■立地のメリット

- ・都心から約30km、
都心と同時被災が考えにくく適度な距離
- ・比較的地盤の良い台地
- ・余裕のある空間
- ・関係機関の配置 等



	本 館	新 館
建築年	昭和63年	平成10年
構造	鉄筋コンクリート造，地上2階、地下1階	鉄筋コンクリート造，地上3階
延床面積	約3,015m ²	約5,150m ²
主な部屋	2F 災害対策本部会議室、通信統制室 1F 甲武営繕事務所 事務室 BF 備蓄倉庫（7日間分の食糧を備蓄） 等	3F 本部長室、本部員室、事務室 2F オペレーションルーム 1F 記者会見室、仮眠室 等
主な設備	自家発電設備（最大7日間連続運転可能） 給水設備 受水槽 7日間分の給水を確保 排水設備 排水槽 汚水・雑排水を7日間分貯留可能	

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の位置づけ

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画

平成28年3月 中央防災会議幹事会

■現地対策本部としての位置づけ

→ 政府は、首都直下地震が発生した場合には、被災都県災害対策本部と密接な連携を図るため、被害状況に応じて、速やかに政府現地対策本部を設置する。

政府現地対策本部の設置場所は、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区)のほか、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県各都県庁のうち、1箇所若しくは複数個所に設置する。

■防災拠点としての位置づけ

→ 救助活動拠点(有明の丘)

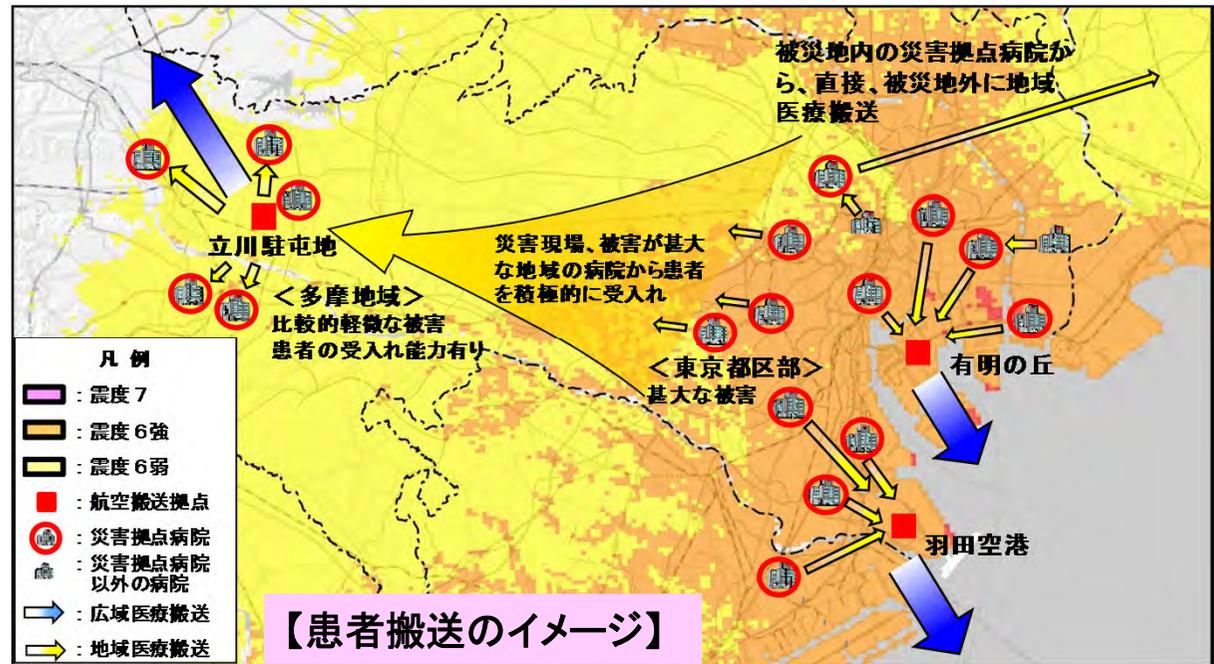
・警察、消防、自衛隊等の各部隊が指揮、宿営、資機材集積等を行う拠点

→ 航空搬送拠点・SCU(有明の丘)

・被災地からの患者を受入れ、広域医療搬送を行うための拠点

→ 海上輸送拠点(東扇島)

・東京湾臨海部基幹的防災拠点(東扇島地区)は周辺の港湾施設を活用して非被災地から被災地への物資、人員等を主に船舶を利用して輸送する際の中継拠点として物資の集積、荷捌き、分配、搬出等物流に関するコントロール機能を担う。



東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 整備経緯

阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日発災)



【経験(例)】

- 甚大な被害(戦後初の大都市直下型地震)
- 情報網の寸断、行政機能のマヒ状況の発生 等

【対応(例)】

- 災害対策基本法の改正(現地災害対策本部の法定化を含む)
- 初動体制・情報システムの整備
- 消火・救出活動に係る連携体制の強化、災害医療
- 救援物資の受入体制の充実 等



都市再生プロジェクト第1次決定 (平成13年6月)

「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備」の決定

「首都圏広域防災拠点整備協議会」の設置

関係府省庁と関係都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市)による整備方策の検討

有明の丘地区(東京都江東区)、東扇島地区(神奈川県川崎市)に「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点」の整備を決定

平成18年3月施設建設着手、**平成20年6月運用開始**(両地区)



東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区） 施設概要

- 首都直下地震発生時、緊急災害現地対策本部や活動部隊ベースキャンプや災害時医療支援スペース等として活用
- 平常時は防災公園として、人々の憩いの場や防災に関する体験・学習・訓練の場として利活用

有明の丘基幹的広域防災拠点施設

・地上2階建て、延床面積：約10,000㎡
 防災施設（約5,000㎡）と公園施設（約5,000㎡）の合築



外観



本部会議室



オペレーションルーム

- 通信アンテナ塔を含む建物全体を免震装置の上に配置
- 中央防災無線で全省庁及び全都道府県と接続
- 映像伝送、テレビ会議、ヘリテレ映像の取込みが可能
- 非常用自家発電装置（最大7日間連続運転可）を設置
- 現地対策本部要員が7日間活動可能な備蓄食糧、飲用水、生活用水、排水槽を用意

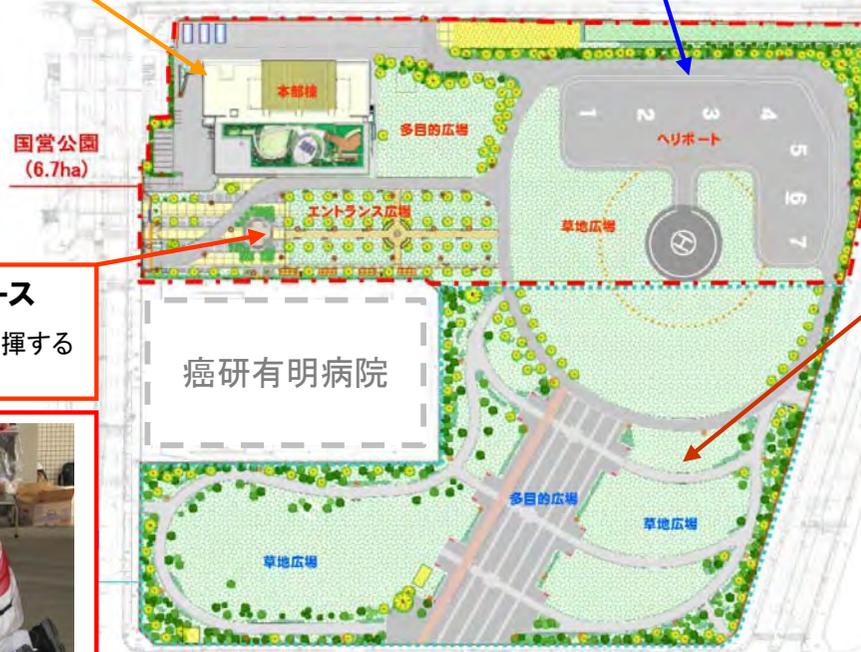


有明の丘地区

所在地：東京都江東区有明
 敷地面積：約13.2ha
 （国営公園 約6.7ha）
 （都立公園 約6.5ha）

ヘリポート

・人員・物資輸送、支援部隊等の活動



国営公園
 (6.7ha)

癌研有明病院

活動部隊ベースキャンプ

・各部隊が指揮、宿営、資機材集積等に活用

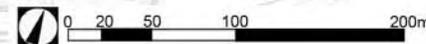


災害医療支援スペース

・災害医療の支援機能を発揮するための場所



敷地全景（東側より俯瞰）



東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区） 施設概要

○現地対策本部の一機能として、東扇島基幹的広域防災拠点施設にて緊急物資の海上輸送に関するコントロール等の業務を実施

東扇島基幹的広域防災拠点施設

・地上2階建て、延床面積：約640㎡



外観



オペレーションルーム

- 通信アンテナ塔を含む建物全体を免震装置の上に配置
- 万一の高潮に備え周囲の壁で浸水をガード（出入口を2階に設置）
- 中央防災無線で全省庁及び全都道府県と接続
- 映像伝送、テレビ会議、ヘリテレ映像の取込みが可能
- 現地対策本部要員が7日間活動可能な備蓄食糧、飲用水、生活用水を用意



広域支援部隊等のキャンプエリア

- ・約3.0ha
- ・部隊の宿泊、活動用地



緊急物資荷捌きエリア

- ・約9.6ha
- ・救援物資の集積、荷捌き、分配等

